

世田谷区公用車の任意自動車保険説明書

1. 業務の概要

- (1) 契約予定件名 世田谷区公用車の任意自動車保険の加入
- (2) 目的 世田谷区（以下、区）職員が公用車運行中に、他人に損害を加えた場合に迅速かつ適正に相手方の救済及び補償、示談代行を行う。
- (3) 内容 次に掲げるものとする。
- | | |
|-------|---|
| 保険の種類 | 事業用自動車等総合保険 公用車一括加入 |
| 賠償限度額 | ①四輪車 対人賠償 無制限
対物賠償 限度額 1,000 万円
②二輪車 対人賠償 限度額 1,000 万円
対物賠償 限度額 1,000 万円 |
| 優良割引 | 75% |
| 特約条項 | ①免責、年齢制限等は設定しない。
②人身傷害 5,000 万円
③公用車限定
保険対象を、任意保険車両台帳に記載する公用車に限定する。
④職務外運転時不担保
保険対象を、運転者が職務上運転する場合に限定する。 |
| 特記事項 | ①受託者は、地方自治法及び世田谷区事故及び争訟処理規程等に基づく地方公共団体の事務処理の独自性を理解し、これに精通する専任者を配置すること。
②示談に際して、損害額の決定等については、区と十分な協議をすること。
③受託者は、区が指示するデータや資料等を速やかに収集し、提出すること。
④受託者は、区が指示する場合、専任者を区に出張させ、必要な説明をすること。
⑤世田谷区外で発生した事故や、事故の相手方の住所等が遠隔地の場合区内と同様の対応をすること。
⑥事故の相手方への損害賠償金は、受託者から直接相手方に支払いが可能なこと。
⑦受託者は、24 時間体制で事故の受付をし、対応について必要な処置をすること。
⑧保険期間中に公用車が増減した場合、区は 1 カ月分をまとめて翌月に通知すれば、増減当該月に反映されること。
⑨公用車の増減により、保険料に変更が生じる場合は、保険期間満了後に、一括して精算すること。 |

⑩その他、事故の事務処理に関して、区担当者と十分な協議をすること。

- 保険期間 令和7年10月1日（水）16時から令和8年10月1日（木）16時まで
- 加入公用車 別紙のとおり
- 支払条件 令和7年10月31日（金）までに一括して支払う。
※公用車の増減により、保険料に変更が生じる場合は、保険期間満了後に、一括して精算すること。
- その他 ①受託者の責に帰すべき事故が生じた場合は、故意・過失を問わず区に補償すること。
②本書に記載のない事項は、区と受託者が協議の上決定すること。

2. 参加資格

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること

- (1) 本社、支社、支店、代理店のいずれかを区内に置く者または、提案書提出時点で公用車の維持・管理に係わる契約を区と結ぶ者。
- (2) 世田谷区から入札参加停止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納のないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 提案業務又は類似する業務を引き続き3年以上営業していること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (7) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されているか、同等の条件を満たしていること。なお、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書

②税務署が発行する納税証明書の写し（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」、「法人事業税」）

③財務諸表（過去2年間）

- (8) 「世田谷区公用車の任意自動車保険加入業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員の構成は以下のとおりとする。

委員長：経理課長 谷澤 真一郎

副委員長：総務課長 中西 明子

委員：職員厚生課長 木田 良徳

委員：清掃・リサイクル部管理課長 荒井 久則

委員：教育総務課長 山本 久美子

3. 説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 期間 令和7年7月22日（火）から令和7年8月4日（月）まで。

- (2) 場所及び方法 1 5 担当課で直接交付（平日の 9 時から 1 6 時まで）または世田谷区ホームページよりダウンロードによる。

トップページ → 区政情報 → 契約・入札情報 → 発注情報 → 現在実施中のプロポーザル情報 → その他・区政に関すること → 世田谷区公用車の任意自動車保険加入に伴う公募型プロポーザルの実施について

ページ ID : 26672

4. 参加表明書（別紙 1）の提出期限、提出場所及び方法

- (1) 期 限 令和 7 年 8 月 4 日（月） 1 6 時必着
- (2) 場 所 1 5 担当課
- (3) 方 法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
- (4) その他 添付書類の原本の還付が必要な場合は、持参に限り、提出する写しと合わせて持参し、照合により原本と相違ないと確認したのちに、原本を還付する。

5. 提案書の提出者を選定するための基準

上記 2、参加資格を有する者であって、参加表明書提出期限までに参加表明書及び同時に添付すべき書類を提出した者とする。なお、同一の損害保険会社の複数の代理店等より参加表明がされた場合は、令和 7 年 8 月 6 日（水）（予定）に、くじ引きによる抽選を行い 1 者とする。詳細な時間、会場、実施の有無については、令和 7 年 8 月 5 日（火）に参加表明を行った者に E メールにて連絡する。

なお、いかなる理由によるものであっても、再度の抽選は行わない。

また、この選定により選ばれた 1 者が、その後、辞退した場合においても、再度の抽選は行わない。

6. 質疑及び回答

(1) 受付方法

「質問書」に質問内容を記載の上、E メールにより提出するものとする。メールアドレスは、参加表明書に記載のメールアドレスあてに、1 5 担当課からメールを送付して通知する。

(2) 受付先

1 5 担当課あてとする。

(3) 受付期限

令和 7 年 8 月 1 2 日（火） 1 7 時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、随時取りまとめた上で E メールにより提案書の提出者となった参加者全員に対して行う。

7. 招請通知

招請通知は、上記 4 の参加表明書により、参加資格のある事業者あて（上記 5 にて提案書

の提出者として選定した場合は、選定された者）に令和7年8月7日（木）までに通知する。

8. 提出書類

(1) 提出書類 ①企画書（A4サイズ1枚程）、②見積書、③調査書

(2) 提出期限及び提出方法

令和7年8月22日（金）17時（必着）までに15担当課へEメールにより提出するものとする。メールアドレスは、参加表明書に記載のメールアドレスあてに、15担当課からメールを送付して通知する。未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として扱うものとする。

9. 企画書の記載内容 調査書以外の事項について、各社独自のサービスやセールスポイントをまとめて記載する。

10. 受託候補者の選定方法

企画書等の審査は、世田谷区公用車の任意自動車保険加入業者選定委員会（以下、「委員会」）により、企画書等の提出された書類及び必要に応じてヒアリングにより審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を選定する。

(1) 審査方法 提出された企画書等に対し、令和7年9月4日（木）午後（予定）開催の委員会において、企画書内容、見積金額、調査書内容等を総合的に勘案し、合議のうえ選定する。

(2) 受託候補者選定結果通知

令和7年9月中旬（予定）に通知する。
詳細については決まり次第、別途通知する。

11. 提案書を特定するための審査基準

審査は以下の基準で評価を行う。

(1) 経営状況に対する評価基準

①賠償責任能力

②業務実績

(2) 企画提案に対する評価基準

①業務に対する取り組み姿勢

②受付体制

③緊急時の体制

④提案内容の妥当性

⑤資料調整能力

⑥費用対効果

⑦ヒアリング

1 2. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 2. の参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

1 3. その他の留意点

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 書類提出後の企画書等の修正又は変更は一切認めない。
- (4) 提出された企画書等については一切返却しない。
- (5) 契約書の作成の可否：否
契約保証金：免除
当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：無し
- (6) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

1 4. 今後のスケジュール（予定）

①説明書の交付期間

令和7年7月22日（火）から8月4日（月）16時まで

②参加表明書の提出期限

令和7年8月4日（月）16時必着

③招請通知

令和7年8月7日（木）

④質問書提出期限

令和7年8月12日（火）17時

⑤最終質問回答日

令和7年8月14日（木）

⑥企画書等の提出期限

令和7年8月22日（金）17時

⑦第1回選定委員会（書類等審査）

令和7年8月26日（火）（予定）

⑧第2回選定委員会（ヒアリング）

令和7年9月4日（木）午後（予定）

⑨受託者選定結果通知

令和7年9月中旬（予定）

⑩契約日

令和7年10月1日（水）

15．担当課（問い合わせ先）

世田谷区財務部経理課車両係

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目22番35号（世田谷区役所第2庁舎地下）

担当者：渡邊・河原崎

電話：03-5432-2156（直通）

FAX：03-5432-3060